

平成29年度第1回実行組合委員会議事録

日 時 平成29年4月13日（木）午後1時から午後1時45分

場 所 役場2階会議室1

出席者 西之町：小塚 環委員、名栗：櫛田 實委員、大門：小出 巖委員、
青塚：江崎貴文委員、伊勢山：鈴木基成委員、新町南：大野安彦委
員、新町北：高来治光委員、中之町：戸田正光委員、新田第2：水
野 満委員、下青山：坪井 章委員、中稲：河村兼光委員、九十野：
河村賢治委員、上西：安藤丁士委員、上東：岩村秀樹委員

欠席者 新田第1：安藤茂市委員

当 局 服部町長、佐藤産業建設部長、井戸建設課長、中川係長、柴田主任、
霜越主事

議題

- (1) 実行組合委員職務範囲について
- (2) 実行組合委員の年間予定表について
- (3) 補助金の支払いについて
- (4) 水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の
取りまとめについて
- (5) その他

会議資料

名簿

- 資料No.1 実行組合委員職務範囲について
資料No.2 実行組合委員の年間予定表について
資料No.3 補助金等の支払について
資料No.4 水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りま
とめについて（依頼）
資料No.5 経営所得安定対策について

議事内容

司会 (課長)	<p>本日はご多忙にも関わらず、ご参集いただきまして誠に ありがとうございます。定刻になりましたので只今より、 平成29年度第1回の実行組合委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、司会進行をさせていただきます建設課長の井戸で す。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、初めに町長から新しく実行組合委員になられ</p>
------------	---

	ます皆様に、委嘱状の交付を行います。席の方へお伺いし、委嘱状をお渡ししますのでよろしくお願い致します。
町長	(委嘱状交付)
司会	ありがとうございました。それでは続きまして町長より、皆様に挨拶を申し上げます。
町長	<p>皆様方こんにちは。本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。只今、実行組合委員として委嘱をさせていただきました。豊山町行政にご尽力いただいておりますことをこの場を借りましてお礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>平成16年度から米政策改革により、米の作付け数量と米の作付面積を配分する方法に変わりました。当面のスケジュールは町と農協が一体となって推進していきたいと思っております。従いまして、本日は町から各農家へ配布方法を説明する内容となっております。また転作の現地確認や農家との連絡調整で皆様方にはご苦勞をおかけすると思いますが、農業の推進のためにご尽力賜りますようよろしくお願い致します。</p> <p>また、この会議が済みましてから愛知県農業共済組合の連絡会議がございます。続きになりますけど、ご協力の程よろしくお願い致します。</p>
司会	ありがとうございました。町長は他に公務がありまして、ここで退席しますのでよろしくお願い致します。
町長	(退席)
司会	次に事務局職員の自己紹介をいたします。
	(部長、課長、係長、担当の順に自己紹介)
司会	<p>次に配布資料の確認をお願いします。</p> <p>まず、本日の①会議次第、②資料1 実行組合委員職務範囲(ホチキス止め3枚もの)、③資料2 平成29年度実行組合委員会年間予定表、④資料3 補助金等の支払について(ホチキス止め8枚もの)、⑤資料4 水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りまとめについて(依頼)(ホチキス止め4枚もの)、⑥青い袋 各農家さんに配っていただく水田実施計画が入っています。以上ですが漏れはないでしょうか。</p> <p>また、名簿も作成しておりますが、皆様にご異議がなければ、配布したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なしの声)
事務局	(名簿配布)
司会	それでは、議題1の「実行組合委員の職務」と、「町の公式ホームページ」について、説明させていただきます。

	<p>まず、実行組合委員の職務について、資料1の2枚目以降の豊山町町政協力委員設置条例と規則により、ご説明申し上げます。</p> <p>この、条例・規則は、本日皆様に委嘱しました「実行組合委員」の職務、身分の根拠を定めたものでございます。</p> <p>2ページの真ん中の少し下ほどになります、第4条の2の「実行組合委員は、農業に関する広報活動及び調査」が、実行組合員の具体的な職務になります。</p> <p>また、実行組合委員の身分は、豊山町の非常勤特別職となっています。</p> <p>続きまして、2枚目の裏のページの上から5段目の「守秘義務」について、ご説明します。</p> <p>皆様方が「実行組合委員」として得られた情報については、他の人に漏洩してはならないということです。</p> <p>また、実行組合委員を辞められた後も、これらの情報は漏らしてはいけなくなっていますので、よろしくお願ひします。</p> <p>なお、実行組合委員の職務の内容は、規則の第3条のとおりとなっています。</p> <p>(規則第3条朗読)</p> <p>続きまして、公式ホームページに関することについて、若干説明させていただきます。</p> <p>この、ホームページに掲載する内容については、町は運用指針を定めて実施しています。</p> <p>まず、今日、開催されます実行組合委員会の会議内容をホームページに掲載させていただきます。つきましては、議事録を作成するために録音をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、ホームページの議事録には、今日の会議に出席された方の名簿を掲載させていただきます。なお、会議では発言された方の名前は、「非公表」とさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議題(2)の実行組合委員の年間予定表について、議題(3)補助金の支払については関連がありますので、事務局から一括して説明いたします。</p>
事務局	(議題(2)から議題(3)について説明)
司会	ご質問等ございませんか。
委員	(発言なし)
司会	それでは、次に議題(4)の水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りまとめについて説明いたします。
事務局	(議題4について説明)
司会	ただ今の説明の中でご質問等ございましたらお受けいたしました

	いと思います。ございませんでしょうか。
委員	(発言なし)
司会	町からの議題は以上でございますが、説明の中で何か質疑がございましたらお受けいたします。また、委員さんからその他として何かございましたらお受けしたいと思います。
A 委員	水田実施計画の一覧表の方が実行組合の組合員ということでもよろしいでしょうか。
事務局	農家基本台帳から抽出したもののなのですが、もしかしたら実行組合委員ではない人も入っているかもしれません。
A 委員	なぜこのような質問をしたかと言いますと、土地を持っているにも関わらず、農協に委託したから自分は非農家だという人が多くなっております。実行組合の相談だとか組合長をやりたくないというご自身を準組合員だという方も非常に増えております。豊山町の実行組合の制度の中に準組合委員というものはございますでしょうか。
事務局	豊山町としてはそのような制度はございません。
A 委員	一覧表の方に農地法により農家台帳から抽出しているという文言を書いていたideきたいのです。そうでないと、毎年実行組合委員ではないという人が出てくるでしょう。役場が農家基本台帳を元に作成した一覧表に載っている方々は実行組合委員であると示してくれると混乱が少なくなると考えます。お墨付きをいただきたいのです。
事務局	農家基本台帳の名簿が実行組合委員であるということについては、明確な答えというのが今は出せません。調査をしまして、書けることであれば対応をさせていただきたいと考えております。
B 委員	農家基本台帳というのは何㎡以上であれば作成されるのでしょうか。
事務局	1㎡でも作成されます。例えば、道路を作るための残置が5㎡や10㎡でもできてしまいます。
C 委員	今回依頼された水田実施計画というのは水田を持っている農家さんだけに配られるのでしょうか。
事務局	水田を持っている農家さんだけでございます。
司会	他にないようですので、以上をもちまして実行組合委員会を終わらせていただきます。 ご苦労さまでした。引き続いて、愛知県農業共済組合の連絡員会がありますのでよろしくお願い致します。
	午後 1 時 4 5 分終了